

東大阪市地域防災計画の一部改正（案）に係る
パブリックコメントで寄せられた意見とそれに対する本市の考え

| 意見 番号 | ページ 番号 | ご意見の概要 | 本市の考え |
|----------|---------------------------------------|---|--|
| 1 | 122-123 150-151 195, 245 319 | 無線通信の系統はそれぞれの組織が各業務の内容を連絡するものであり、各避難所に物資が足りない等の内容での通信は難しい。東大阪市災害非常通信協力隊を無線通信の系統に組み込んでおかなければならないのではないかと。通信設備による通信連絡においても「他の機関の無線設備を最大限に活用」しようとしても、各事業者は自らの復旧で混乱しており、利用するのは実質的にほぼ不可能である。「民間協力団体との連携」では通信の分野では、京阪神で確実な交信を組織だってできる団体は、東大阪市では東大阪市災害非常通信協力隊、大阪府では日本赤十字社 大阪府支部 機動救助奉仕団だけである。この2団体を記載しておくべきであろう。水防の通信手段の確保においても、携帯電話は繋がらない、衛星電話は機材が足りないことが問題になるだろう。東大阪市災害非常通信協力隊においては、台風等で各河川の水位が上昇した際には、各隊員が水位情報の共有、高水位の現場の報告等を行っている。最後に無線通信の重要性を再度、認識し、無線設備の増強、そして無線機の実用化ができる人材の育成が求められていることをご検討いただきたい。無線機は普段使っていないと、いざというときに使えない。各避難所にある無線設備も最低でも年に3～4回は実際に交信する訓練をしないと実際に必要なときに使えない。無線通信を専門とする者からの重要な提言です。 | 貴重なご意見として受け止め、無線通信関連については、専門性や災害時公的な支援に対して優先度の高い機関との連携を強化していくよう努めてまいります。 |
| 2 | 72 | 「男女共同参画の視点から女性委員の割合を高めるなど、多様な主体の参画促進に努める。」とありますが多様性を求めるのであれば、障害者当事者の委員も加えてはいかがでしょうか。 | ご意見のとおり、防災施策の検討・推進にあたっては、多様な立場や視点を踏まえることが重要であると認識しております。障害者当事者の参画につきましては、今後、各種検討の場、訓練等を実施するにあたり、当事者の意見を適切に把握・反映できるよう、関係部局と連携しながら研究してまいります。 |
| 3 | 77 | 「第4 地域防災拠点の整備」において、「災害時に第1次避難所となる市立小学校49校及び義務教育学校（前期課程）2校、市立中学校24校及び義務教育学校（後期課程）2校、その他1施設の体育館等（78箇所）を地域防災拠点と位置付け、施設等の整備を推進する。」とありますが、聴覚障害者への情報保障として第1次避難所へのアイ・ドラゴン4の設置を前提とした施設等の整備を行うよう明記ください。 | 指定避難所における情報保障の在り方については、重要な課題であると認識しております。避難所における備品や設備の整備につきましては、限られた資源の中で優先順位を考慮しながら、必要性や実効性を踏まえて、今後の課題とさせていただきます。 |
| 4 | 100 | 「2. 市民に対する防災知識の普及」の「(1) 普及させるべき防災知識の内容」の中に、「コ. 要配慮者対策」として障害者が挙がっておりますが、どのような方がどのような内容の知識を普及させるのが明確ではありません。また、災害時に障害者の立場からどのような対応を望むのかは、障害の種類により異なると考えられます。また、「(2) 防災知識普及の手法」として、「カ. 講演会・講習会・展示会の開催及び防災教室の開催」、「キ. 研究会、検討会の開催」が挙がっております。そこで、これらを勘案し、障害者と市、市民が一同に会し、相互に内容を確認するようにはいかがでしょうか。また、要配慮者のうち、一部の方の情報が民生委員、校区福祉委員などに提供されていると思いますが、そのような情報をお持ちの方が集まる場で、研修の一環として障害者への対応をテーマとした勉強会を開催することも検討されてはいかがでしょうか。 | 要配慮者を想定した訓練や情報伝達の在り方、また個別避難計画の作成・推進につきましては、本市においても重要な課題であると認識しております。いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。 |
| 5 | 101 | 「(2) 防災知識普及の手法」の中で「イ. 防災マップ・チラシ・ポスターの利用」が挙げられております。聴覚障害者の場合、文章の理解が困難な方も多く、図解入りのものが有効と思われます。こうした事情を踏まえて、聴覚障害者専用のパンフレット・マニュアルを作成されてはいかがでしょうか。先行事例として、静岡県、兵庫県、茨城県、中津川市、山田市、呉市、蒲郡市などの取り組みが参考になると考えられます。「第3章 災害に強いシステムづくり」「第3節 要配慮者配慮計画」の中で、要配慮者への防災情報の提供が計画されておりますが、要配慮者登録をしていない聴覚障害者も多いことから、その必要性は高いと考えられます。 | 指定避難所における情報保障の在り方については、重要な課題であると認識しております。避難所における備品や設備の整備につきましては、限られた資源の中で優先順位を考慮しながら、必要性や実効性を踏まえて、今後の課題とさせていただきます。 |
| 6 | 101 | 「ウ. DVD、映像データ等の利用」に関して、聴覚障害者に対しては映像の活用が効果的ですが、解説等が音声のみですと意味がありませんので、手話で内容を説明し、併せて字幕を挿入したものも作成・整備することも計画に明記ください。市長が手話言語市区長の会長を務めており、2025年6月に「手話に関する施策の推進に関する法律」（以下、手話施策推進法）が施行された現在、手話の普及・啓発は市の全部局において推進されるべきと考えますので、聴覚障害者の視聴を念頭に置いた啓発用DVDや映像データ等の整備は急務であります。そのため、早急に内容を検討し・整備を図ることが重要かつ必要な状況となっていることを併せて申し添えます。 | 令和7年6月施行の手話施策推進法の趣旨につきましては、本市としても十分認識しております。防災教育や広報、訓練等における情報提供の在り方については、同法の趣旨を踏まえつつ、今後の参考とさせていただきます。 |
| 7 | 101 | 「キ. 研究会、検討会の開催」に関して、災害時における要配慮者への支援体制、及び平常時からの啓発について、現状では何も方策がないことから、これら取り組みが遅れている分野に関する方策を官民合同で研究する場の創設も計画に盛り込んでください。この場合、当事者の参画が必要不可欠となりますが、身体障害者の場合は、肢体、視覚、聴覚別に当事者が参画することを必須としてください。また、聴覚障害者の場合、2025年に防災ネットワーク会議が立ち上げられ、障害者支援室、及び危機管理室の方にご参加いただき、これから具体的な対策を検討する段階になっておりますが、これを継続させてください。 | ご意見のとおり、防災施策の検討・推進にあたっては、多様な立場や視点を踏まえることが重要であると認識しております。障害者当事者の参画につきましては、今後、各種検討の場、訓練等を実施するにあたり、当事者の意見を適切に把握・反映できるよう、関係部局と連携しながら研究してまいります。 |

東大阪市地域防災計画の一部改正（案）に係る
パブリックコメントで寄せられた意見とそれに対する本市の考え

| 意見番号 | ページ番号 | ご意見の概要 | 本市の考え |
|------|-------|---|--|
| 8 | 101 | 「コ. ケーブルテレビ、市ウェブサイト、SNS等の活用」に関して、市がケーブルテレビにて広報する場合、普段からして手話や字幕がつかず、内容が聴覚障害者には分からないものとなっておりますので、防災知識普及に関する内容だけでも手話で内容を説明し、併せて字幕を挿入した動画とするようにしてください。前述のように、聴覚障害者の視聴が念頭に置かれていないことが原因ですので、差別的取り扱いの解消、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」に基づく施策の推進という観点から、この状況を早急に解消することが必要な状況となっていることを併せて申し添えます。 | 防災情報の提供や広報、訓練等において、情報の受け取り方が多様であることを踏まえた配慮が必要であるとのご指摘は重要であると考えております。本市といたしましても、手話、字幕、文字情報、図解などを含む多様な情報伝達手段の活用について、今後の防災施策における参考とし、より多くの市民に情報が伝わるよう工夫に努めてまいります。 |
| 9 | 101 | 「2. 市民に対する防災知識の普及」、及び「3. 学校における防災教育」については日本語で実施されることが前提になっているように思われますが、手話施策推進法が2025年6月25日に公布・施行され、手話がこのを使用する者にとって日常生活及び社会生活を営む上で言語その他の重要な意思疎通のための手段であることなどが規定されました。同法第10条1項には「国及び地方公共団体は、手話を使用する者が地域において手話を使用して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができる環境の整備が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。」とありますので、これに基づき、手話言語でも実施することを明記ください。 | 防災情報の提供や広報、訓練等において、情報の受け取り方が多様であることを踏まえた配慮が必要であるとのご指摘は重要であると考えております。本市といたしましても、手話、字幕、文字情報、図解などを含む多様な情報伝達手段の活用について、今後の防災施策における参考とし、より多くの市民に情報が伝わるよう工夫に努めてまいります。 |
| 10 | 101 | 「6. 職員に対する防災教育」の「(2) 教育の内容」には、要配慮者への対応・支援の方法に関する教育を含めてください。 | 防災情報の提供や広報、訓練等において、情報の受け取り方が多様であることを踏まえた配慮が必要であるとのご指摘は重要であると考えております。本市といたしましても、手話、字幕、文字情報、図解などを含む多様な情報伝達手段の活用について、今後の防災施策における参考とし、より多くの市民に情報が伝わるよう工夫に努めてまいります。 |
| 11 | 104 | 訓練の実施にあたり、要配慮者の参加が盛り込まれることになっており、また「2. 機能別訓練及び訓練項目」の中で要配慮者防災訓練が行われることになっておりますが、そのような訓練の案内を見かけることはありません。また、訓練にあたっては、関係機関と当事者団体が緊密に連携、及び協力し合うことが望ましいことから、まずはこれらで実施に向けた協議を行う場を設けることを計画に盛り込んでください。また、聴覚障害者の場合、2025年に立ち上げられた防災ネットワーク会議に障害者支援室、及び危機管理室の方が参加されていることから、これを継続する中で具体的な訓練計画の検討を行うようにしてはいかがでしょうか。 | ご意見のとおり、防災施策の検討・推進にあたっては、多様な立場や視点を踏まえることが重要であると認識しております。障害者当事者の参画につきましては、今後、各種検討の場、訓練等を実施するにあたり、当事者の意見を適切に把握・反映できるよう、関係部局と連携しながら研究してまいります。 |
| 12 | 104 | 「2. 機能別訓練及び訓練項目」の情報訓練、要配慮者防災訓練、及び各訓練の情報収集伝達について、聴覚障害者への情報保障も訓練内容に含めてください。 | 防災情報の提供や広報、訓練等において、情報の受け取り方が多様であることを踏まえた配慮が必要であるとのご指摘は重要であると考えております。本市といたしましても、手話、字幕、文字情報、図解などを含む多様な情報伝達手段の活用について、今後の防災施策における参考とし、より多くの市民に情報が伝わるよう工夫に努めてまいります。 |
| 13 | 107 | 「第1 自主防災組織の育成」で女性の参画の促進に努めることになっておりますが、障害者の参画が抜けております。また、「1. 自主防災組織の活動内容」の中で、「(1) 平常時の活動」として要配慮者の把握が、「(2) 災害時の活動」として要配慮者への援助などが、それぞれ挙げられておりますが、把握と災害時の援助のためには当事者の参画が必要にして不可欠と考えられることから、障害者の参画も積極的に促進すべきではないでしょうか。 | ご意見のとおり、防災施策の検討・推進にあたっては、多様な立場や視点を踏まえることが重要であると認識しております。障害者当事者の参画につきましては、今後、各種検討の場、訓練等を実施するにあたり、当事者の意見を適切に把握・反映できるよう、関係部局と連携しながら研究してまいります。 |
| 14 | 107 | 「第1 自主防災組織の育成」の中の「1. 自主防災組織の活動内容」に「(2) 災害時の活動」として、「エ. 情報伝達（地域内の被害情報や避難状況の市への伝達、救護情報などの市民への周知など）」が挙げられておりますが、手話施策推進法第10条1項の「国及び地方公共団体は、手話を使用する者が地域において手話を使用して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができる環境の整備が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。」との規定に基づき、手話言語でも実施することを明記してください。 | 令和7年6月施行の手話施策推進法の趣旨につきましては、本市としても十分認識しております。防災教育や広報、訓練等における情報提供の在り方については、同法の趣旨を踏まえつつ、今後の参考とさせていただきます。 |
| 15 | 107 | 「2. 自主防災組織の育成方法」の中で、「(3) 防災リーダーの育成（養成講習会等の開催）」が計画されているようですが、聴覚障害者が参加を希望する場合、手話通訳者、要約筆記者の用意など、その場で内容を視覚的手段でも提供できるような環境を整備してください。 | ご意見のとおり、防災施策の検討・推進にあたっては、多様な立場や視点を踏まえることが重要であると認識しております。障害者当事者の参画につきましては、今後、各種検討の場、訓練等を実施するにあたり、当事者の意見を適切に把握・反映できるよう、関係部局と連携しながら研究してまいります。 |
| 16 | 107 | 「(3) 防災リーダーの育成（養成講習会等の開催）」の一環として、他市のように防災士の資格取得にあたり、費用の一部、もしくは全額の助成を行ってはいかがでしょうか。また、東大阪市でも防災士の養成研修を実施してはいかがでしょうか。 | 資格の取得を公費で助成することは、その資格が必要不可欠、資格取得によってその方のある程度の任務に拘束するなど、いくつかの条件が必要となると考えられます。「地域の継続的な防災力の確保」といった観点から、議論してまいります。 |
| 17 | 108 | 「3. 各種組織の活動促進」で防災活動の促進を図る団体が列記されておりますが、この中に障害者当事者団体も含めてください。 | ご意見のとおり、防災施策の検討・推進にあたっては、多様な立場や視点を踏まえることが重要であると認識しております。障害者当事者の参画につきましては、今後、各種検討の場、訓練等を実施するにあたり、当事者の意見を適切に把握・反映できるよう、関係部局と連携しながら研究してまいります。 |

東大阪市地域防災計画の一部改正（案）に係る
パブリックコメントで寄せられた意見とそれに対する本市の考え

| 意見番号 | ページ番号 | ご意見の概要 | 本市の考え |
|------|-------|--|---|
| 18 | 112 | 「3. ボランティアとの連携」の中に「(2) 専門技術型ボランティア」として、「カ. 通訳（外国語、手話）」が挙げられていますが、手話通訳はボランティアではなく専門的な知識と技術を要するプロフェッショナルな仕事です。手話で日常会話ができれば通訳ができる、というものではありません。災害時に技術の未熟なボランティアしかいないのでは困ります。医師などの専門職と同様の確保体制を講じていただきたく思います。 | 手話通訳が高度な専門性を要する業務であるのご指摘については、その重要性を認識しております。災害時における円滑なコミュニケーション支援体制の確保につきましては、関係機関との連携を含め、今後の課題とさせていただきます。 |
| 19 | 126 | 「第6 災害広報体制の整備」－「1. 広報体制の整備」－「(4) 要配慮者にも配慮した多様できめ細かな広報等手段の確保」では障害者が情報を取得するために必要な施策を講ずることになっております。しかしながら、具体的な配慮については明記されておりませんので、「第6編 原子力災害対策編」の「第2章 災害応急対策」－「第7節 災害広報」の「第2 報道機関との連携」のように、手話通訳・字幕入放送・文字放送の活用等の聴覚障害者への配慮を明記ください。また、手話施策推進法第10条1項の「国及び地方公共団体は、手話を使用する者が地域において手話を使用して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができる環境の整備が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。」との規定に基づき、手話言語でも実施することを明記ください。 | 防災情報の提供や広報、訓練等において、情報の受け取り方が多様であることを踏まえた配慮が必要であるのご指摘は重要であると考えております。本市といたしましても、手話、字幕、文字情報、図解などを含む多様な情報伝達手段の活用について、今後の防災施策における参考とし、より多くの市民に情報が伝わるよう工夫に努めてまいります。 |
| 20 | 126 | 「第6 災害広報体制の整備」－「4. 災害時の広聴体制の整備」によりますと、相談窓口では専用の電話やファクシミリ、メールによる受付が行われるようですが、チャット・ビデオ通話も加えていただければ、聴覚障害者を含めた市民にとって利便性が高まります。是非加えてください。さらに、2025年12月より市のホームページで導入された手話リンクも計画に明記し、平常時から利用の促進を図ってください。 | 指定避難所における情報保障の在り方については、重要な課題であると認識しております。避難所における備品や設備の整備につきましては、限られた資源の中で優先順位を考慮しながら、必要性や実効性を踏まえて、今後の課題とさせていただきます。 |
| 21 | 128 | 「3. 在宅の高齢者、障害者等の要配慮者対策」については日本語で実施されることが前提になっているように思われますが、手話施策推進法第10条1項の「国及び地方公共団体は、手話を使用する者が地域において手話を使用して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができる環境の整備が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。」との規定に基づき、手話言語でも実施することを明記ください。 | 令和7年6月施行の手話施策推進法の趣旨につきましては、本市としても十分認識しております。防災教育や広報、訓練等における情報提供の在り方については、同法の趣旨を踏まえつつ、今後の参考とさせていただきます。 |
| 22 | 128 | 「3. 在宅の高齢者、障害者等の要配慮者対策」として、「(1) 避難行動要支援者の把握と名簿管理」が挙げられておりますが、聴覚障害者に対しては、現状では名簿に搭載されるだけで特段の対策が講じられているようには見受けられません。また、名簿情報を避難支援等関係者へ提供するとどうなるのか、避難支援等関係者となる方はどなたなのかといったことについて理解が進んでおらず、これが名簿情報を避難支援等関係者へ提供することへの同意率が低い結果となっていると思われます。そのため、Net119の説明会のように、聴覚障害者を対象として説明を行い、その場で名簿搭載情報の避難支援等関係者へ提供について同意を得るような説明会を開催することを計画に盛り込んでください。 | 要配慮者を想定した訓練や情報伝達の在り方、また個別避難計画の作成・推進につきましては、本市においても重要な課題であると認識しております。いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。 |
| 23 | 129 | 「(2) 個別避難計画の作成と管理」で個別避難計画を作成することになっておりますが、東大阪市においては、策定が遅々として進んでおりません。これを推進させること、及びその旨の記載が必要と考えます。 | 要配慮者を想定した訓練や情報伝達の在り方、また個別避難計画の作成・推進につきましては、本市においても重要な課題であると認識しております。いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。 |
| 24 | 130 | 「(4) 情報連絡手段の整備」の中で、聴覚障害者に対しては、日常生活用具の給付を通じて情報伝達手段の整備を進めることになっておりますが、チャット、ビデオ通話も整備対象に加えてください。 | 指定避難所における情報保障の在り方については、重要な課題であると認識しております。避難所における備品や設備の整備につきましては、限られた資源の中で優先順位を考慮しながら、必要性や実効性を踏まえて、今後の課題とさせていただきます。 |
| 25 | 130 | 「(6) 避難収容対策」の中に、「イ. 指定避難所等へ手話通訳、要約筆記、介助のボランティア等の派遣ができるよう、平常時から東大阪市社会福祉協議会との連携に努める。」とありますが、手話通訳はボランティアではなく専門的な知識と技術を要するプロフェッショナルな仕事です。手話で日常会話ができれば通訳ができる、というものではありません。災害時に技術の未熟なボランティアしかいないのでは困ります。大規模災害時には手話通訳者も被災者となるのが予測されますので、大規模災害発生直後など、専門的な知識と技術を要するプロフェッショナルな手話通訳者による手話通訳体制が整うまでの間は、ボランティアによる手話通訳となるのは致し方がないにしても、可及的速やかに平常時と同様の専門的な知識と技術を有したプロフェッショナルな手話通訳者による手話通訳体制を整える必要があることを明記ください。 | 手話通訳が高度な専門性を要する業務であるのご指摘については、その重要性を認識しております。災害時における円滑なコミュニケーション支援体制の確保につきましては、関係機関との連携を含め、今後の課題とさせていただきます。 |
| 26 | 131 | 「(6) 避難収容対策」の中の「ウ. 指定避難所の福祉的整備」では、障害者の種別等をタグにより識別する計画となっているようですが、タグでは受け取った人がポケットに入れた場合や、遠くにいる場合、識別できずに必要な支援が受けられないという問題があります。そのため、ポケットに入ることなく、かつ遠くや夜間でも認識できる反射材付きのベストの類が望ましいと考えますが、タグに代えて整備することを盛り込んではいかがでしょうか。 | 指定避難所における情報保障の在り方については、重要な課題であると認識しております。避難所における備品や設備の整備につきましては、限られた資源の中で優先順位を考慮しながら、必要性や実効性を踏まえて、今後の課題とさせていただきます。 |

東大阪市地域防災計画の一部改正（案）に係る
パブリックコメントで寄せられた意見とそれに対する本市の考え

| 意見番号 | ページ番号 | ご意見の概要 | 本市の考え |
|------|-------|---|--|
| 27 | 131 | 「(6) 避難收容対策」の中の「ウ. 指定避難所の福祉的整備」の「①指定避難所の整備」では、聴覚障害者に対する情報提供手段の整備に全く触れておりません。各リージョンに1か所程度、聴覚障害者のうち、希望者を集めて收容する避難所を指定し、そこに聴覚障害者用情報受信装置（アイ・ドラゴン4）や音声認識アプリをインストールしたタブレット、筆談器を配備することも計画に盛り込んでください。 | 指定避難所における情報保障の在り方については、重要な課題であると認識しております。避難所における備品や設備の整備につきましては、限られた資源の中で優先順位を考慮しながら、必要性や実効性を踏まえて、今後の課題とさせていただきます。 |
| 28 | 131 | 「(7) 防災情報の提供」では、要配慮者向けに防災リーフレット等の配布が計画されておりますが、聴覚障害者に配慮し、イラスト・図版を多用して視覚的に理解しやすいものとするを検討してください。 | 防災情報の提供や広報、訓練等において、情報の受け取り方が多様であることを踏まえた配慮が必要であるとのご指摘は重要であると考えております。本市といたしましても、手話、字幕、文字情報、図解などを含む多様な情報伝達手段の活用について、今後の防災施策における参考とし、より多くの市民に情報が伝わるよう工夫に努めてまいります。 |
| 29 | 131 | 「(7) 防災情報の提供」では、「多様な情報伝達手段の確保に努める。」との記載がありますが、日本語で実施されることが前提になっているように思われますので、手話施策推進法第10条1項の「国及び地方公共団体は、手話を使用する者が地域において手話を使用して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができる環境の整備が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。」との規定に基づき、手話言語でも実施することを明記ください。 | 防災情報の提供や広報、訓練等において、情報の受け取り方が多様であることを踏まえた配慮が必要であるとのご指摘は重要であると考えております。本市といたしましても、手話、字幕、文字情報、図解などを含む多様な情報伝達手段の活用について、今後の防災施策における参考とし、より多くの市民に情報が伝わるよう工夫に努めてまいります。 |
| 30 | 133 | 「多数の帰宅困難者の発生が予想される」時の様々な情報提供については日本語で実施されることが前提になっているように思われますので、手話施策推進法第10条2項の「国及び地方公共団体は、手話を使用する者が災害その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においてその安全を確保するため必要な情報を迅速かつ確実に取得することができるよう、手話による情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。」との規定に基づき、手話言語でも実施することを明記ください。 | 令和7年6月施行の手話施策推進法の趣旨につきましては、本市としても十分認識しております。防災教育や広報、訓練等における情報提供の在り方については、同法の趣旨を踏まえつつ、今後の参考とさせていただきます。 |
| 31 | 135 | 災害時の医療体制について、聴覚障害者への情報保障についても記載してください。「第3編 地震災害対策編」の「第2章 応急復旧期の活動」－「第4節 医療体制」についても同様です。 | 防災情報の提供や広報、訓練等において、情報の受け取り方が多様であることを踏まえた配慮が必要であるとのご指摘は重要であると考えております。本市といたしましても、手話、字幕、文字情報、図解などを含む多様な情報伝達手段の活用について、今後の防災施策における参考とし、より多くの市民に情報が伝わるよう工夫に努めてまいります。 |
| 32 | 149 | 「3. 指定避難所の整備」の中に、「…初期期における指定避難所の管理・運営に関するマニュアルを配備し、…」との記載がありますが、「大阪府避難所運営マニュアル作成指針」のようにマニュアルを公開してください。また、市では、[地域版] 避難所運営マニュアルの作成支援を行うようですが、[地域版] 避難所運営マニュアルについても公開するよう、各地域に働きかけるとともに、公開することを本計画に明記ください。 | 指定避難所の運営に関するマニュアルについては、施設の構造や管理上の情報、地域特性に応じた内容を多く含んでいることから、防犯上及び円滑な運営の観点から、原則として該当する関係者間での共有を想定しております。なお、避難所運営の基本的な考え方や留意事項については、引き続き周知・啓発に努めてまいります。 |
| 33 | 149 | 「3. 指定避難所の整備」－「(4) 災害時に要配慮者が利用しやすいよう、次の基準により施設の福祉的整備を図るものとする。」－「エ. 施設管理者の協力を得て、大阪府とともに、日常生活用具等、備品の整備に努める（施設ごとの備品の整備が困難な場合は、緊急時に支障なく使用に供することができるよう、管理体制を整える。）」との記載がありますが、日常生活用具に聴覚障害者用情報受信装置（アイ・ドラゴン4）が含まれていることを明記のうえ、記載文通り、大阪府とともに体制整備を行ってください。 | 指定避難所における情報保障の在り方については、重要な課題であると認識しております。避難所における備品や設備の整備につきましては、限られた資源の中で優先順位を考慮しながら、必要性や実効性を踏まえて、今後の課題とさせていただきます。 |
| 34 | 151 | 「4. 指定避難所の管理運営体制の整備」－「(4) 要配慮者の避難」では、避難所の中に要配慮者のための避難場所を区分して設けることになっておりますが、普段から手話で会話を行っている聴覚障害者の場合、手話による会話が確保されることがフレイル防止のためにも必要となります。そのため、こうした聴覚障害者が集まれる避難所を各リージョンに1か所程度設けることも計画に盛り込んでください。なお、これは避難期間の長短に関わらず、必要な措置であることを申し添えます。 | 本市では、まずは一人でも多くの命を守ることを最優先に、指定避難所の確保・整備を進めております。一方で、避難生活が長期化した場合には、障害特性等に応じた配慮や支援が重要であると認識しております。今後も、関係機関と連携しながら、避難所における支援体制の充実を進めてまいります。 |
| 35 | 151 | 「4. 指定避難所の管理運営体制の整備」－「(6) 運営マニュアルの作成」では、市が運営マニュアルの作成を支援することになっておりますが、整備されるマニュアルが要配慮者に配慮したものとなるよう整備することを明記ください。 | 市が支援する避難所運営マニュアルの作成にあたっては、要配慮者を含むすべての避難者が安全かつ安心して過ごすことができるよう、配慮事項を踏まえた内容となるよう留意しております。今後も、地域の実情や関係者の意見を踏まえながら、より実効性のあるマニュアルづくりを支援してまいります。 |
| 36 | 152 | 「7. 要配慮者に配慮した避難施設・設備の整備・確保」では、市が各市立施設のバリアフリー化に努めることになっておりますが、その過程で聴覚障害者にも配慮し、日常生活用具（聴覚障害者用情報受信装置等）、及び必要な備品の整備に努めることを明記ください。 | 指定避難所における情報保障の在り方については、重要な課題であると認識しております。避難所における備品や設備の整備につきましては、限られた資源の中で優先順位を考慮しながら、必要性や実効性を踏まえて、今後の課題とさせていただきます。 |
| 37 | 152 | 「8. 福祉避難所の選定・指定・整備」では、福祉避難所を確保することになっておりますが、受け入れ対象者を聴覚障害者とする避難所を指定することも計画に盛り込んでください。 | 受入れ対象者の特定など必要な調整を終えた指定福祉避難所の促進については、重要な課題と認識しております。まずは現行の協定福祉避難所との協議を進め、指定への移行促進に努めてまいります。 |

東大阪市地域防災計画の一部改正（案）に係る
パブリックコメントで寄せられた意見とそれに対する本市の考え

| 意見番号 | ページ番号 | ご意見の概要 | 本市の考え |
|------|-------|---|---|
| 38 | 156 | 「第2 食料・生活必需品の確保」－「3. その他の物資の確保」－「(13) 高齢者・障害者等用介護機器、補装具、日常生活用具等（車いす、トイレ、視覚障害者用つえ、補聴器、点字器等）」では、確保する物資が列記されておりますが、日常生活用具等には聴覚障害者用情報受信装置（アイ・ドラゴン4）が含まれていることを明記し、確保に努める旨を明記ください。 | 指定避難所における情報保障の在り方については、重要な課題であると認識しております。避難所における備品や設備の整備につきましては、限られた資源の中で優先順位を考慮しながら、必要性や実効性を踏まえて、今後の課題とさせていただきます。 |
| 39 | 157 | 「(13) (…補聴器…)」の記載がありますが、補聴器はそれ自体のみでは利用できるようになりません。利用できるようにするためには、機器に応じた電池が必要です。計画に明記されない物資は整備も確保もされないことから、補聴器用電池も計画に明記ください。また、「(15) 電話機（特設公衆電話用）」の記載がありますが、この中には聴覚障害者の利用も想定し、FAXも含めてください。 | 指定避難所における情報保障の在り方については、重要な課題であると認識しております。避難所における備品や設備の整備につきましては、限られた資源の中で優先順位を考慮しながら、必要性や実効性を踏まえて、今後の課題とさせていただきます。 |
| 40 | 164 | 「第1 水害防止対策の推進」－「1. 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保」－「(1) 洪水予報等の伝達方法」では、日本語で実施されることが前提になっているように思われますので、手話施策推進法第10条1項の「国及び地方公共団体は、手話を使用する者が地域において手話を使用して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができる環境の整備が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。」との規定に基づき、手話言語でも実施することを明記ください。 | 令和7年6月施行の手話施策推進法の趣旨につきましては、本市としても十分認識しております。防災教育や広報、訓練等における情報提供の在り方については、同法の趣旨を踏まえつつ、今後の参考とさせていただきます。 |
| 41 | 201 | 「5. 災害（避難）広報」について、日本語で実施されることが前提になっているように思われますので、手話施策推進法第10条1項の「国及び地方公共団体は、手話を使用する者が地域において日常生活及び社会生活を円滑に営むことができる環境の整備が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。」との規定に基づき、手話言語でも実施することを明記ください。 | 令和7年6月施行の手話施策推進法の趣旨につきましては、本市としても十分認識しております。防災教育や広報、訓練等における情報提供の在り方については、同法の趣旨を踏まえつつ、今後の参考とさせていただきます。 |
| 42 | 208 | 「第2 事務局員」－「5. 広報」－「(3) 広報の方法」に「広報は、広報内容、方法を的確に判断して効果的に行う。」との記載がありますが、日本語で実施されることが前提になっているように思われますので、手話施策推進法第10条1項の「国及び地方公共団体は、手話を使用する者が地域において手話を使用して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができる環境の整備が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。」との規定に基づき、手話言語でも実施することを明記ください。 | 令和7年6月施行の手話施策推進法の趣旨につきましては、本市としても十分認識しております。防災教育や広報、訓練等における情報提供の在り方については、同法の趣旨を踏まえつつ、今後の参考とさせていただきます。 |
| 43 | 208 | 「(4) 市民からの問い合わせに対する対応」では、専用電話・ファクシミリが設置され、専用メールアドレスが設定されるようですが、聴覚障害者が利用できる通信手段を拡大するため、チャット・ビデオ通話・手話リンクも是非加えてください。 | 防災情報の提供や広報、訓練等において、情報の受け取り方が多様であることを踏まえた配慮が必要であるとのご指摘は重要であるとと考えております。本市といたしましても、手話、字幕、文字情報、図解などを含む多様な情報伝達手段の活用について、今後の防災施策における参考とし、より多くの市民に情報が伝わるよう工夫に努めてまいります。 |
| 44 | 221 | 「第2 指定公共機関の活動」－「3. 西日本電信電話株式会社」－「(3) 特設公衆電話の設置」に「覚書に基づき、市からの要請により第1次避難所に避難者が利用する特設公衆電話の利用を提供する。」とありますが、覚書の中には聴覚障害者の利用が想定されるFAXが含まれているのでしょうか。含まれていない場合、覚書に明記して改めて相互に取り交わしてください。 | 指定避難所における情報保障の在り方については、重要な課題であると認識しております。避難所における備品や設備の整備につきましては、限られた資源の中で優先順位を考慮しながら、必要性や実効性を踏まえて、今後の課題とさせていただきます。 |
| 45 | 255 | 「6. 指定避難所の福祉的配慮」では、避難が長期化する場合の要配慮者への配慮について記載がありますが、普段から手話で会話をしている聴覚障害者の場合、手話による会話ができない状態が継続すると、避難期間の長短や年齢層に関わらず、フレイルに陥る可能性が高くなります。そのため、こうした聴覚障害者が集まれる避難所を各リージョンに1か所程度設け、順次そこに移転させ、手話による会話ができる環境を保障し、安心して生活できる体制とすることも計画に盛り込んでください。 | 指定避難所における情報保障の在り方については、重要な課題であると認識しております。避難所における備品や設備の整備につきましては、限られた資源の中で優先順位を考慮しながら、必要性や実効性を踏まえて、今後の課題とさせていただきます。 |
| 46 | 255 | 「6. 指定避難所の福祉的配慮」には、聴覚障害者に配慮した日常生活用具（聴覚障害者用情報受信装置等）、及び備品の整備に努めることを明記ください。 | 指定避難所における情報保障の在り方については、重要な課題であると認識しております。避難所における備品や設備の整備につきましては、限られた資源の中で優先順位を考慮しながら、必要性や実効性を踏まえて、今後の課題とさせていただきます。 |
| 47 | 261 | 「第1 要配慮者の被災状況等の把握」に関して、聴覚障害者の被災状況や福祉ニーズの把握、支援活動を適切に行うためには、手話通訳者の配置等コミュニケーションを保障する手段の確保が必要にして不可欠です。原則として、聴覚障害者に対してはコミュニケーション手段を確保してから福祉活動を行う旨、計画に明記ください。（第4編 風水害対策編 第2章 災害発生後の活動 第16節 福祉活動等においても同じ） | 防災情報の提供や広報、訓練等において、情報の受け取り方が多様であることを踏まえた配慮が必要であるとのご指摘は重要であるとと考えております。本市といたしましても、手話、字幕、文字情報、図解などを含む多様な情報伝達手段の活用について、今後の防災施策における参考とし、より多くの市民に情報が伝わるよう工夫に努めてまいります。 |
| 48 | 307 | 「4. 訓練内容」に記載がある情報収集伝達については、聴覚障害者への情報伝達も訓練内容に含めてください。 | 防災情報の提供や広報、訓練等において、情報の受け取り方が多様であることを踏まえた配慮が必要であるとのご指摘は重要であるとと考えております。本市といたしましても、手話、字幕、文字情報、図解などを含む多様な情報伝達手段の活用について、今後の防災施策における参考とし、より多くの市民に情報が伝わるよう工夫に努めてまいります。 |
| 49 | 387 | 「第3 広聴」で専用電話及び専用ファクシミリが設置されるようですが、広く聴覚障害者にも連絡可能となるよう、専用メールアドレスの設定、及びチャット・ビデオ通話も加えてください。 | 指定避難所における情報保障の在り方については、重要な課題であると認識しております。避難所における備品や設備の整備につきましては、限られた資源の中で優先順位を考慮しながら、必要性や実効性を踏まえて、今後の課題とさせていただきます。 |